

横須賀市営住宅室内空気環境調査要領

1 化学物質の室内濃度測定

工事終了後、建築物に関する完了検査の前までに化学物質の室内濃度測定を行い、室内空気質の状況が、厚生労働省が公表している濃度指針値以下であることを確認し、市が定めた様式により報告すること。

(1) 測定物質

- ア ホルムアルデヒド
- イ アセトアルデヒド
- ウ トルエン
- エ キシレン
- オ エチルベンゼン
- カ スチレン

(2) 測定住戸数

建設戸数の1割以上で、各住戸の居室とすること。

(3) 採取条件

品確法に基づく評価方法基準（平成21年国土交通省告示第354号。以下「評価方法基準」という。）第5の6の6-3の（3）のイに定める採取条件によること。

(4) 測定方法

- ・ 品確法に基づく評価方法基準第5の6の6-3の（3）のロに定める測定方法によること。
- ・ 採取年月日等の採取内容及び採取条件の記録以下について記録し、市に報告すること。

- (7) 測定物質の名称
- (イ) 測定物質の濃度
- (ウ) 測定物質の濃度を測定するために必要とする器具の名称
- (エ) 採取を行った年月日
- (オ) 採取を行った時刻又は採取を開始した時刻及び終了した時刻
- (カ) 内装仕上げ工事を完了した年月日
- (キ) 空気を採取した居室の名称
- (ク) 採取中の室温又は平均の室温
- (ケ) 採取中の相対湿度又は平均の相対湿度
- (コ) 採取中の天候及び日照の状況
- (サ) 採取前及び採取中の換気及び冷暖房の実施状況
- (シ) その他測定物質の濃度に著しい影響を及ぼすもの

※ 厚生労働省が公表している測定物質の濃度指針値

・ ホルムアルデヒド	:	100 μ g / m ³ (25°C換算で0. 08 p p m)
・ アセトアルデヒド	:	48 μ g / m ³ (25°C換算で0. 03 p p m)
・ トルエン	:	260 μ g / m ³ (25°C換算で0. 07 p p m)
・ キシレン	:	870 μ g / m ³ (25°C換算で0. 20 p p m)
・ エチルベンゼン	:	3800 μ g / m ³ (25°C換算で0. 88 p p m)
・ スチレン	:	220 μ g / m ³ (25°C換算で0. 05 p p m)